行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	市営住宅家賃収納率の向上	重点項目番号	6
現状、問題点、必要性 （なぜやるのか）	【現　状】 平成18年度分　現年分納入率・・・84.12%　　過年分納入率・・・10.55% ≪合計≫ ・・・ 47.77% 【問題点、必要性】 市財源となる市営住宅家賃を確保し、市営住宅入居者の不公平感を解消する必要がある。 【現状の客観的な説明】 平成17年度の収納率（現年＋過年）は県下14市中、14番目であったが、平成18年度には13番目となり、県下においても僅かではあるが収納率が向上した。	番号	②
		担当課（執行する課）	建設部建築課
		責任者名（執行責任者）	建築課長　松本次夫
		担当課電話番号	22－9830
対象等（なにが、だれが）	市営住宅家賃	財政効果額（千円） （いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか）	【金　額】 7,898千円 【算定根拠】 平成19年度の収納率をベースとして、平成20年度から22年度までの収納率の向上による差益を効果額とする。 平成20年度収納予定額（113,697千円）－平成19年度収納額（110,925千円）＝2,772千円 平成21年度収納予定額（116,329千円）－平成20年度収納予定額（113,697千円）＝2,632千円 平成22年度収納予定額（118,823千円）－平成21年度収納予定額（116,329千円）＝2,494千円
成果（対象がどうなるのか）	家賃収納率が向上する。		
実施する内容・目標数値 （対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか）	【実施内容】 部長、支所長以下班編成による臨戸徴収特別行動の実施や督促、催告の徹底実施及び滞納者本人、保証人への臨戸徴収を実施して納入率の向上を図る。また、嘱託徴収員による臨戸徴収については、一年を通じて随時実施する。 【目標の客観的な説明】 平成22年度の目標収納率は県内14市中11位となる。また、平成19年度と比較して、現年度分は毎年0.5%、過年度分については、1%の収納率向上（7,898,000円収入増）となる。また、改良住宅管理人手数料の廃止に伴い、792,000円の経費削減となる。	特記事項	

年　度	19	20	21	22	23	24
収納率（%）	44.3%	44.1%	44.0%	44.2%	44.7%	45.6%
収納額（百万	111	113	116	118	121	123

目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目）（何をどれだけやるのか）

活動指標名	目標値	定義・算定式
庁内特別臨場班設置	300戸	部長、支所長以下班編成による臨戸徴収特別行動を実施
口座振替制度の促進	70%	
督促、催告の徹底実施	600戸	滞納1ヶ月の督促、年4回の催告
大口滞納者への臨戸徴収	30戸	滞納者本人及び保証人への臨戸
随時臨戸徴収（口座振替不能等）	300戸	口座振替不能者等小口滞納者からの徴収
改良住宅管理人手数料廃止	30戸	納入通知書の配布及び徴収に係る手数料を廃止する
納付意識希薄者への支払請求（簡易裁判所）	15戸	滞納処分（差押等）の執行
納付意識希薄者への住宅明渡訴訟（簡易裁判所）	5戸	住宅明渡訴訟の提起
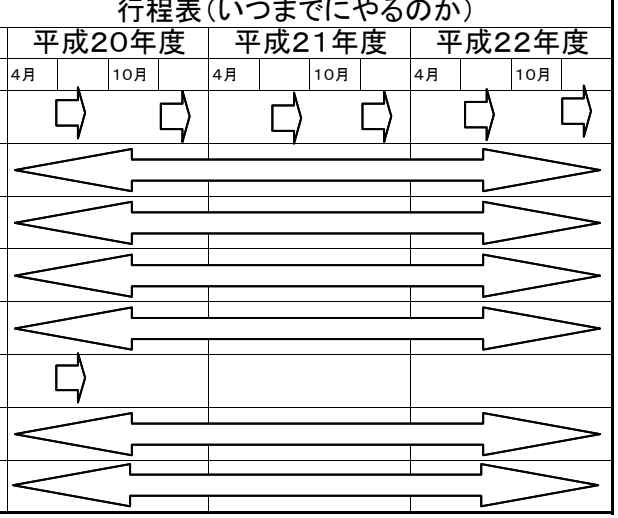
行程表（いつまでにやるのか）